目 次

第	1草 計画の	基本的事項	
	1 計画策定の	趣旨	1
	2 基本理念		3
	 3 計画の位置	 ごづけ	3
	4 計画の期間		3
!	5 計画の策策		3
第	2章 本県の	配偶者等からの暴力の現状	
	1 配偶者等力	、らの暴力に関する相談状況等	4
	(1) 相談の	犬 况	4
	(2)一時保	護の水況 	6
	(3)保護命	令の状況 	7
	2 配偶者等な	、らの暴力に対する県民の意識と実態等 	8
	(1) 配偶者	からの被害経験等 	8
	(2) 配偶者	から暴力を受けた場合の相談先 	10
	(3) 配偶者	からの暴力に関する認識	12
	(4) 暴力を	防止するために必要だと思うこと 	14
	(5) 市町村	こおけるDV防止計画の策定状況 	14
第:	3章 計画の	内容	
	1 基本的な者	表方	15
	2 施策の体系		17
	3 具体的な流	鏼	18
	基本目標 I	配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	
	重点目標 1	配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進	18
	重点目標 2	配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実 	21
	重点目標 3	若年層への教育及び周知・啓発の推進	2/
	基本目標Ⅱ	被害者に配慮した相談・保護体制の充実	
	重点目標 4	安心して相談できる環境の整備	27
	重点目標 5		
	重点目標 6	緊急時の安全確保及び一時保護の充実	20
	重点目標 7	保護命令に対する適切な支援と対応	27
	重点目標8		39
	重点目標 9	相談員等の資質向上	40

左	\$本日惊 <u>川</u> 日	江に同げて京児金州の大臣				
	重点目標 10	被害者への総合的な支援	41			
	重点目標 11	就業支援の充実	43			
	重点目標 12	住宅確保に係る支援の充実	45			
	重点目標 13	子どもに対する適切な支援	47			
基本目標 IV 関係機関の支援ネットワークの充実						
	重点目標 14	関係機関のネットワークの充実	49			
	重点目標 15	市町村における支援体制の強化	51			
	重点目標 16	民間団体等との連携と協働	53			
	重点目標 17	苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	55			
	重点目標 18	調査研究の推進	56			
4	数値目標		57			
0	配偶者からの	の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61			
0						
0	配偶者からの	 D暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱	87			
0						
0	D V被害者或	 支援の主が流れ	93			
\circ	相談窓口等-		94			



「女性に対する暴力根絶のシンボルマーク」



「女性に対する暴力をなくす運動」 (毎年11月12日~11月25日)

女性に対する暴力根絶のシンボル 〜パープルリボン〜

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。 どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

このため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

平成16年12月には、法改正が行われ、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充、 国の基本方針の策定、都道府県への基本計画策定が義務付けられたことから、本県においても、平 成17年12月に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下、 「DV防止計画」という。)を策定しました。

その後、平成19年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度の更なる拡充や市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務などが盛り込まれたことから、県においてもDV防止計画の見直しを行い、平成21年3月に計画期間を平成21年度から平成25年度の5年間とする第2次DV防止計画を策定しました。

さらに平成25年6月には、交際相手からの暴力が社会的に問題となり、被害者及び親族等に被害が及んでいる実情を踏まえ、「生活の本拠を共にする交際相手」にも法律を準用することとされ、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正されたことに伴い、平成26年1月には国の基本方針も改定されました。

これらを受け、県においても、恋人等の親しい関係間における暴力(以下、「デートDV」という。)に対する施策も盛り込み、平成26年3月に計画期間を平成26年度から平成30年度の5年間とする第3次DV防止計画を策定し、関係機関と連携し、様々な施策を推進してきました。

現行の第3次DV防止計画は、平成30年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取組成果や課題等を踏まえて、被害者の保護と自立支援に関する施策の一層の充実を図るため、第4次DV防止計画を策定し、さらなる施策の推進と関係機関相互のネットワークの充実を図り、DVを許さない社会の実現を目指していきます。

◆◇◆ 本計画における定義等 ◆◇◆

DV防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。

また、平成 25 年 6 月の法改正で「生活の本拠を共にする交際相手」についても法律が準用されることとなりました。

こうしたことから、「第4次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」では計画の名称を「配偶者等」とし、夫婦間の暴力だけではなく、生活の本拠を共にする交際相手間や恋人等の親しい関係間における暴力についても対象としています。

◆「配偶者等からの暴力」とは

「配偶者等からの暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。つまり、「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「大切にしているものを壊したり、捨てたりする」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「避妊に協力しない」「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力も含まれます。なお、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、「身体に対する暴力」が対象となります。

◆「配偶者暴力相談支援センター」とは

平成13年4月にDV防止法が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設です。

県では、平成14年4月に女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者からの相談対応、一時保護等を実施することとしました。また、平成18年4月には男女共同参画推進センターびゆあ総合を相談対応を行う配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図っています。

2 基本理念

- ① 個人の尊厳が尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会
- ② 配偶者等からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ③ 配偶者等からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき国の基本方針に即して策定し、本県におけるDVの防止及び被害者の支援に関する施策を総合的に実施するものです。

また、本計画はDVの防止及び被害者の保護について、県、市町村、地域、関係機関・団体などが相互に連携・協力して積極的な取組を行うためのものです。

なお、施策の推進にあたっては、第4次山梨県男女共同参画計画との整合性を図っていきます。

4 計画の期間

計画の期間は、2019 年度(平成 31 年度)から 2023 年度までの 5 年間とします。 ただし、計画の期間内であっても、法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

5 計画の策定と進行管理

計画の策定にあたっては、庁内検討委員会を設置し協議するとともに、「山梨県男女共同参画審議会(有識者等で構成された県の附属機関)」での審議や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会(行政機関・関係機関・民間団体等で構成)」(以下、「関係機関連絡協議会」という。)での意見聴取を行い、幅広い意見を反映できるよう努めています。

また、県民意見提出制度 (パブリックコメント) の手続により、計画の素案を公表し、広く県民 の方からも意見等を聞き、計画の内容の充実に努めています。

この計画の推進にあたっては、毎年度、「山梨県男女共同参画審議会」に実施状況を報告し、計画の進行管理を行います。